

令和8年度

磐田市人口ビジョン改訂支援業務委託に係るプロポーザル

実施要領

令和8年2月

磐田市

目 次

1	目的・趣旨	1
2	事業概要	1
3	参加資格	2
4	参加意思表明	2
5	質問及び回答	2
6	参加辞退	3
7	企画提案書作成要領・構成	3
8	企画提案書の提出	4
9	見積書作成要領	4
10	見積書の提出	5
11	評価の実施方法	5
12	契約方法	5
13	その他留意事項	5
14	問合せ先・提出先	6

1 目的・趣旨

令和3年度に策定した「第2期磐田市人口ビジョン」は2065年（令和47年）までの中長期的な展望を示しているが、策定から5年が経過し、推計値の変動が生じている。

本業務では、「第2期磐田市人口ビジョン」の改訂に必要な調査の外、専門的な知見や技術を用いた分析や考察が必要とされるため、プロポーザル方式による参加申込者提案の中から契約予定者を選定する。

本要領は、「令和8年度磐田市人口ビジョン改訂支援業務委託」に係るプロポーザルの実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

(1) 業務名

令和8年度磐田市人口ビジョン改訂支援業務委託

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり

(3) 選定方法

公募型簡易プロポーザル方式 ※優先交渉権者を選定する

(4) 提案限度額

3,630,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※予算は磐田市議会の議決を要するため、上記の委託料を保証するものではない。

(5) 履行期間

契約締結日から令和8年9月30日まで

ただし、別添仕様書4（2）については、令和8年6月30日を目途にデータにより納入すること。

(6) スケジュール

期限等	項目	備考
令和8年2月9日（月）	募集開始・質問受付	市ホームページ
令和8年2月17日（火）午後5時まで	参加表明書提出期限	電子メール
令和8年2月20日（金）午後5時まで	質問提出期限	電子メール
令和8年2月26日（木）午後5時まで	質問回答期限	電子メール
令和8年3月10日（火）午後5時まで	辞退届提出期限	電子メール
令和8年3月13日（金）午後5時まで	企画提案書等提出期限	電子メール
令和8年3月19日（木）	審査結果の通知	電子メール

3 参加資格

以下の条件を全て満たすこと。

また、参加資格確認後において、資格要件を満たさなくなった場合は、参加資格及び契約交渉権を取り消す場合がある。

- (1) 磐田市物品製造等入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、本市における一般競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 磐田市物品製造等に係る入札参加停止等措置要綱（平成 22 年磐田市告示第 55 号）に基づく入札参加停止を受けている期間ではないこと。
- (4) 磐田市発注公共工事等に係る暴力団排除措置要綱（平成 25 年磐田市告示第 72 号）に基づく入札排除措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

4 参加意思表明

参加資格の要件を満たした者で業務への参加を希望する者は、参加表明書（様式 1）を提出すること。提出がない場合は、プロポーザルに参加することができないものとする。

(1) 期限

令和 8 年 2 月 17 日（火）午後 5 時まで（必着）

(2) 提出方法

電子メールにより電子データを送付することとする。

提出するデータのファイル形式は、原則として PDF 形式とすること。（これに拘りがない場合は、本市まで申し出ること）。

メールアドレス : kikaku@city.iwata.lg.jp

表題 : 【令和 8 年度磐田市人口ビジョン改訂支援業務参加表明（事業者名）】

5 質問及び回答

(1) 本業務に関し質問がある場合は、質問書（様式 2）を提出すること。

① 期限

令和 8 年 2 月 20 日（金）午後 5 時まで（必着）

② 提出方法

電子メールにより電子データを送付することとする。

提出するデータのファイル形式は、原則として PDF 形式とすること。（これに拠りがたい場合は、本市まで申し出ること）。

メールアドレス : kikaku@city.iwata.lg.jp

表題 : 【令和 8 年度磐田市人口ビジョン改訂支援業務質問書（事業者名）】

(2) 質問に対する回答は、次のとおり行うものとする。

① 最終回答日

令和 8 年 2 月 26 日（木）午後 5 時まで

② 回答方法

質問に対する回答は、参加意思表明書を提出し、受理された全ての事業者に対し、原則として電子メールにて回答する。

③ その他

- ・同趣旨の質問が複数あった場合は、まとめて回答する。
- ・質問者の名称等については公表しない。
- ・評価に対する質問については回答しない。

6 参加辞退

参加表明書提出後に、本業務への参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式 3）を提出すること。

(1) 期限

令和 8 年 3 月 10 日（火）午後 5 時まで（必着）

(2) 提出方法

電子メールにより電子データを送付することとする。

提出するデータのファイル形式は、原則として PDF 形式とすること。（これに拠りがたい場合は、本市まで申し出ること）。

メールアドレス : kikaku@city.iwata.lg.jp

表題 : 【令和 8 年度磐田市人口ビジョン改訂支援業務参加辞退届（事業者名）】

7 企画提案書作成要領・構成

企画提案書等の提出については、以下の内容で提出すること。

(1) 作成要領について

ア 日本産業規格 A4 判を使用すること。

イ 提案書は 40 ページ以内とすること。

(2) 提案書の構成について

ア 会社概要について

① 社名、所在地、設立日、資本金、売上高、従業員数等

② 業務内容及び会社の特徴

イ 本業務に対する実施方針や具体的な作業内容について

① 本業務に対する基本的な考え方

② 提案のポイント

i 将来人口推計方法及び成果品データの編集のしやすさ

ii 検証・分析の項目や手法など

iii 報告書のまとめ方（記載項目、表・グラフの表し方、編集のしやすさ、市民目線でわかりやすい表現になっているか等）

③ 業務の実施体制（本業務を行うための組織、担当者の経歴・実績・資格、人数等）

④ 磐田市政策推進課との連携方法

⑤ 過去の人口ビジョン策定等の類似業務実績（自治体名、人口規模、事業内容など）

⑥ 業務工程表

⑦ その他、仕様書に記載されていること以外で、本業務を行うための独自性や特徴、自社の強み等について提案があれば記載すること

8 企画提案書の提出

企画提案書は、以下のとおり提出すること。また、提出書類の内容に不明な点等がある場合には、必要に応じ追加資料の提出を求める場合があるので留意すること。

(1) 期限

令和8年3月13日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

電子メールにより電子データを送付することとする。

提出するデータのファイル形式は、原則として PDF 形式とすること。（これに拘りがない場合は、本市まで申し出ること）。

なお、本市は 10MB を超える電子データを受信できないため、10MB を超える場合には、本市に連絡すること。

メールアドレス : kikaku@city.iwata.lg.jp

表題：【令和8年度磐田市人口ビジョン改訂支援業務企画提案書（事業者名）】

9 見積書作成要領

見積書の様式は任意とする。見積書には「令和8年度磐田市人口ビジョン改訂支援業務」を必ず表記するとともに、積算根拠が明確な内訳を記載し、消費税及び地方消費税を含む総額を記載すること。

10 見積書の提出

見積書は、以下のとおり提出すること。

(1) 期限

令和8年3月13日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

電子メールにより電子データを送付することとする。

提出するデータのファイル形式は、原則として PDF 形式とすること。（これに拘りがない場合は、本市まで申し出ること）。

なお、企画提案書と併せて送付しても差し支えない。

メールアドレス : kikaku@city.iwata.lg.jp

表題：【令和8年度磐田市人口ビジョン改訂支援業務見積書（事業者名）】

11 評価の実施方法

(1) 企画提案書審査

別紙審査評価票をもとに企画提案書審査により評価を行い、本業務の遂行に最も適し、かつ優れていると認められる者を優先交渉権者とする。ただし、総合得点の 60%を最低基準点とし、最低基準点に達しない場合は、優先交渉権者を決定しない。

なお、評価経過及び結果等に関する問い合わせには、一切応じないこととする。

(2) 選定結果通知

選定結果は、令和8年3月19日（木）までに電子メールにより通知することを予定している。

12 契約方法

優先交渉権者と市は、市議会における関係予算議決後、協議のうえ随意契約による委託契約を締結する。また、優先交渉権者選定後の辞退は原則認めない。辞退により市に損害が生じた場合は、その損害を請求する場合がある。

市は、業務履行期間の年度の当該業務予算の減額又は削除があった場合は、契約を取り止めることができる。また、この契約の取り止めに伴う損害の賠償はしない。

13 その他留意事項

(1) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。

(2) 提出後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。

(3) 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するものとするが、市は優先交渉権者の提出書類を協議の上、使用できるものとする。

- (4) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (5) データ送信等の遅れによってプロポーザルに参加できない場合、市はその責を負わない。
- (6) 本業務へ参加するために要した一切の費用は、参加者が負担する。
- (7) 参加表明者が1者であっても、企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合に、優先交渉権者とする。
- (8) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎてデータが提出された場合
 - イ 提出されたデータの内容に虚偽があった場合
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - エ 実施要領に違反すると認められる場合
 - オ 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
 - カ その他、市があらかじめ指示した事項に違反又は従わなかった場合
- (9) 提出された企画提案書は、磐田市情報公開条例（平成17年条例第25号）に基づく情報公開請求の対象となる。

14 問合せ先・提出先

磐田市企画部政策推進課 担当 後藤
〒438-8650 磐田市国府台3-1
TEL : 0538-37-4805 FAX : 0538-36-8954
E-mail : kikaku@city.iwata.lg.jp

以上